

国立大学法人京都大学予算規則 新旧対照表

改 正 前	改 正 後																																												
<p>(前 略)</p> <p>(支出予算の繰越ができる場合)</p> <p>第15条 総長は、法令若しくは国立大学法人法施行規則（平成15年12月19日文科科学省令第57号）第9条第3項に掲げる国立大学法人会計基準に基づく場合に限り、支出予算を次の事業年度に繰り越すことができる。</p> <p>(中 略)</p> <p>別表 予算単位及び予算責任者（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予算単位</th> <th>予算責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文学研究科・文学部</td> <td>研究科長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(中 略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東南アジア研究所</td> <td>所長</td> </tr> <tr> <td>附 属 図 書 館</td> <td>館長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(中 略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合博物館</td> <td>館長</td> </tr> <tr> <td>産官学連携センター</td> <td>センター長</td> </tr> <tr> <td>低温物質科学研究センター</td> <td>センター長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(中 略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>本部（教育推進部及び情報環境部に係るものを除く）</td> <td>財務部長</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 施設環境部については、施設整備事業及び財務・経営センター施設費交付事業等に関する予算の範囲とする。</p>	予算単位	予算責任者	文学研究科・文学部	研究科長	(中 略)		東南アジア研究所	所長	附 属 図 書 館	館長	(中 略)		総合博物館	館長	産官学連携センター	センター長	低温物質科学研究センター	センター長	(中 略)		本部（教育推進部及び情報環境部に係るものを除く）	財務部長	<p>(支出予算の繰越ができる場合)</p> <p>第15条 総長は、法令若しくは国立大学法人法施行規則（平成15年12月19日文科科学省令第57号）第13条第3項に掲げる国立大学法人会計基準に基づく場合に限り、支出予算を次の事業年度に繰り越すことができる。</p> <p style="text-align: center;">附 則 この規則は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>別表 予算単位及び予算責任者（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予算単位</th> <th>予算責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文学研究科・文学部</td> <td>研究科長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(中 略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東南アジア研究所</td> <td>所長</td> </tr> <tr> <td>iPS細胞研究所</td> <td>所長</td> </tr> <tr> <td>附 属 図 書 館</td> <td>館長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(中 略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合博物館</td> <td>館長</td> </tr> <tr> <td>低温物質科学研究センター</td> <td>センター長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(中 略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>本部（教育推進部及び情報環境部に係るものを除く）</td> <td>財務部長</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 施設環境部については、施設整備事業及び財務・経営センター施設費交付事業等に関する予算の範囲とする。</p>	予算単位	予算責任者	文学研究科・文学部	研究科長	(中 略)		東南アジア研究所	所長	iPS細胞研究所	所長	附 属 図 書 館	館長	(中 略)		総合博物館	館長	低温物質科学研究センター	センター長	(中 略)		本部（教育推進部及び情報環境部に係るものを除く）	財務部長
予算単位	予算責任者																																												
文学研究科・文学部	研究科長																																												
(中 略)																																													
東南アジア研究所	所長																																												
附 属 図 書 館	館長																																												
(中 略)																																													
総合博物館	館長																																												
産官学連携センター	センター長																																												
低温物質科学研究センター	センター長																																												
(中 略)																																													
本部（教育推進部及び情報環境部に係るものを除く）	財務部長																																												
予算単位	予算責任者																																												
文学研究科・文学部	研究科長																																												
(中 略)																																													
東南アジア研究所	所長																																												
iPS細胞研究所	所長																																												
附 属 図 書 館	館長																																												
(中 略)																																													
総合博物館	館長																																												
低温物質科学研究センター	センター長																																												
(中 略)																																													
本部（教育推進部及び情報環境部に係るものを除く）	財務部長																																												

国立大学法人京都大学固定資産管理規則 新旧対照表

改正前	改正後																																												
<p>(前 略)</p> <p>(登記) 第9条 財務担当理事は、登記の必要がある土地、建物等の固定資産については、関係法令の定めるところにより、取得後速やかに登記手続を行わなければならない。</p> <p>(中 略)</p> <p>別表（第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>固定資産管理単位</th> <th>固定資産管理責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文学研究科・文学部</td> <td>研究科長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(中 略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東南アジア研究所</td> <td>所長</td> </tr> <tr> <td>附属図書館</td> <td>館長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(中 略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合博物館</td> <td>館長</td> </tr> <tr> <td>産官学連携センター</td> <td>センター長</td> </tr> <tr> <td>低温物質科学研究センター</td> <td>センター長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(中 略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>情報環境部</td> <td>部長</td> </tr> </tbody> </table>	固定資産管理単位	固定資産管理責任者	文学研究科・文学部	研究科長	(中 略)		東南アジア研究所	所長	附属図書館	館長	(中 略)		総合博物館	館長	産官学連携センター	センター長	低温物質科学研究センター	センター長	(中 略)		情報環境部	部長	<p>(登記) 第9条 財務担当の理事(以下「財務担当理事」という。)は、登記の必要がある土地、建物等の固定資産については、関係法令の定めるところにより、取得後速やかに登記手続を行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">この規則は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>別表（第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>固定資産管理単位</th> <th>固定資産管理責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文学研究科・文学部</td> <td>研究科長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(中 略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東南アジア研究所</td> <td>所長</td> </tr> <tr> <td>iPS細胞研究所</td> <td>所長</td> </tr> <tr> <td>附属図書館</td> <td>館長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(中 略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合博物館</td> <td>館長</td> </tr> <tr> <td>低温物質科学研究センター</td> <td>センター長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(中 略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>情報環境部</td> <td>部長</td> </tr> </tbody> </table>	固定資産管理単位	固定資産管理責任者	文学研究科・文学部	研究科長	(中 略)		東南アジア研究所	所長	iPS細胞研究所	所長	附属図書館	館長	(中 略)		総合博物館	館長	低温物質科学研究センター	センター長	(中 略)		情報環境部	部長
固定資産管理単位	固定資産管理責任者																																												
文学研究科・文学部	研究科長																																												
(中 略)																																													
東南アジア研究所	所長																																												
附属図書館	館長																																												
(中 略)																																													
総合博物館	館長																																												
産官学連携センター	センター長																																												
低温物質科学研究センター	センター長																																												
(中 略)																																													
情報環境部	部長																																												
固定資産管理単位	固定資産管理責任者																																												
文学研究科・文学部	研究科長																																												
(中 略)																																													
東南アジア研究所	所長																																												
iPS細胞研究所	所長																																												
附属図書館	館長																																												
(中 略)																																													
総合博物館	館長																																												
低温物質科学研究センター	センター長																																												
(中 略)																																													
情報環境部	部長																																												

国立大学法人京都大学図書管理規則 新旧対照表

改正前

(前略)

別表（第5条関係）

部局名等	事務の委任を受ける者
文学研究科・文学部	研究科長
(中略)	
東南アジア研究所	所長
医学部附属病院	病院長
(中略)	
総合博物館	館長
産官学連携センター	センター長
低温物質科学研究センター	センター長
(中略)	
情報環境部	部長

改正後

附則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

部局名等	事務の委任を受ける者
文学研究科・文学部	研究科長
東南アジア研究所	所長
iPS細胞研究所	所長
医学部附属病院	病院長
総合博物館	館長
低温物質科学研究センター	センター長
情報環境部	部長